

練馬区立学校プール開放に関する規則

昭和53年7月19日

教規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育に支障のない範囲で、地域住民の自主的な運営のもとに、住民の身近なスポーツ活動の場として学校プールを開放し(以下「プール開放」という。)、もって地域スポーツの普及と振興を図り、併せて学校を中心とする地域住民の連帯感の確立を図ることを目的とする。

(管理責任)

第2条 プール開放に関する事務ならびに必要な施設および設備の管理は、練馬区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

2 プール開放を実施する学校(以下「開放校」という。)の校長は、当該開放に伴う管理上の責任を負わない。

(衛生管理)

第3条 教育委員会は、プールの規制に関する条例(昭和50年3月練馬区条例第19号。以下「プール規制条例」という。)を遵守し、プールの水質および施設、設備の衛生管理の徹底を期すものとする。

(開放校の指定)

第4条 開放校は、つぎの各号のすべてに該当するもののうちから教育委員会が指定する。

(1) プール規制条例に適合し、かつ地域住民の利用に供するに必要な付帯設備の完備しているプールを有する学校

(2) 地域住民の要望が強く、自主的な運営のもとにプール開放を実施できる地域の学校(運営委員会)

第5条 地域住民の自主的な運営を図るため、開放校ごとにプール開放運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の構成、任務、その他必要な事項は、別に定める。

3 委員会は、教育委員会と協議のうえ、プール開放を運営するのに必要な運営費を利用者から徴収することができる。

(プール開放管理者)

第6条 開放校に委員会の推せんにより、プール開放管理者(以下「管理者」という。)として救助員、監視員、機械操作員、整理員を置く。

2 管理者の任務その他必要な事項は、別に定める。

(開放の日時)

第7条 プール開放の日時は、学校の夏期休業期間に実施するものとし、当該校長および委員会と協議のうえ教育委員会が定める。

(利用対象者)

第8条 プール開放は、地域住民を中心とした練馬区に在住する個人に利用させるものとする。ただし、地域および委員会の要望により地域の行事等にも利用させることができる。

(利用承認)

第9条 プール開放を利用しようとする個人は、学校プール開放利用申請書兼承認書(様式)に必要事項を記載し、利用承認を受けるものとする。

(利用の不承認)

第10条 つぎの各号に該当する者に対しては利用を承認しない。また利用承認後においても利用の承認を取消することができる。

- (1) 伝染性の病気等に罹患していると認められる者
- (2) 医師より水泳を行うことを不適當であると診断されている者
- (3) 公の秩序、善良な風俗を害すると認められる者
- (4) 飲酒、酩酊していると認められる者
- (5) 老人、幼児および泳力のない小中学生で付添人のない者
- (6) その他管理者がプール開放運営上不適當であると認めた者

(禁止行為)

第11条 利用者は、つぎの各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 開放施設以外の場所に立ち入ること。
- (2) 開放施設を目的外のことに使用すること。
- (3) 営利行為を行うこと。
- (4) 管理者等の指示に従わないこと。
- (5) その他管理上支障のあると認められる行為をすること。

2 前項各号に掲げる行為をした者には利用の中止を命じることができる。

(利用者の義務)

第12条 利用者は、つぎの各号に定める事項を守るべき義務を負う。

- (1) 前条第1項に定める禁止行為をしないこと。
- (2) 学校関係者の指示に従うこと。
- (3) 化粧等を落とし、身体を清潔にしてから入場すること。
- (4) 水着以外のものを着用しないこと。
- (5) 他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。
- (6) 緊急時以外は学校の電話を利用しないこと。
- (7) 緊急時以外は電話による呼出しを家族、知人にさせないこと。
- (8) プール開放について学校に問い合わせをしないこと。
- (9) その他、委員会が運営上定めた事項

(利用者の弁償責任)

第13条 利用者は、開放校の施設または設備を故意または重大な過失により、き損または亡失したときは、弁償の責任を負う。

(事故責任)

第14条 利用者の事故についての責任は、原則として本人または保護者が負う。

(傷害保険)

第15条 利用者は、教育委員会が指定する「プール傷害保険」に加入しなければならない。

(委任)

第16条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、昭和53年7月20日から施行する。

様式(第9条関係)